

# 新・沖縄県発達障害児（者）支援体制整備計画

## 第1章 総論

### 1. 計画策定の趣旨

#### (1) 発達障害の定義について

発達障害者支援の基となっている発達障害者支援法は、発達障害の早期発見と発達の支援に関する国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、学校教育における支援、就労支援、発達障害者支援センターの指定等、発達障害者の自立及び社会参加を促進するための生活全般にわたる支援を行うことを目的としています。

#### <発達障害の定義>

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの

#### (2) 本県の発達障害者支援に対するこれまでの取組と新計画策定の趣旨

本県では、平成19年に発達障害者支援の中核的な支援機関として沖縄県発達障害者支援センターを設置し、その役割を担っています。

また、県内の発達障害支援体制整備を構築するため、平成21年度に沖縄県発達障害児（者）支援体制整備計画（以下、「支援体制整備計画」という。）及び沖縄県発達障害児（者）支援に関する人材育成計画（以下、「人材育成計画」という。）を策定しました。両計画は、①必要な支援を各分野の関係者が連携を取りながら、継続的な提供体制を整備する、②支援に関わる者の役割を把握し、明確にする、③沖縄県発達障害者支援センターを中核機関として各機関との連携体制を構築する、を基本方針とし、本県における発達障害者支援の推進を図ってきました。

平成25年度が、両計画の最終年度であることから、両計画の実施状況や実施に伴う効果、課題を検証して、本県の発達障害者の支援体制整備の状況等を総括しました。その総括において、抽出された課題を重点項目として整理し、それを基に今後の発達障害児（者）支援のあり方を検討する中で、新たな課題や、国の動向等、取組むべき施策を新しい計画に盛り込み、本県の実情を踏まえた支援体制整備を推進していく必要があるとまとめました。

### 2. 各施策に共通する基本的な考え方（基本方針）

前計画では、平成20年8月29日に国が発表した「発達障害者支援の推進にかかる検討会報告書」を基に、本県も同様の課題が見られたことから、報告書の2つの観点を踏まえ支援体制整備計画の基本方針としました。本計画では、前計画の基本方針に倣い、県や市町村等それぞれの立場で求められる役割を明確にするとともに、沖縄県発達障害者支援センターを中核機関として、各関係機関等との連携体制を構築して推進することを引き続き基本方針とします。さらに本県の課題として市町村規模や地域によって社会資源に偏在が見られること等から、新たに各圏域ごとに関係機関等が協力して連携体制を構築できるような視点を持ち支援体制整備を進めていくこ

とを盛り込み、以下を基本方針として定めます。

- (1) 発達障害のある人に対して、全てのライフステージにおいて、必要な支援を様々な分野の関係者が共通の視点に立ち、連携をとりながら継続的に提供できる体制の整備を促進します。
- (2) 発達障害者支援を推進する際には、支援に関わるものが求められる役割を把握し、その支援を行うという意識をもつとともに、地域における発達障害者支援に関する現状や課題を把握した上で、地域で求められる支援者の人材育成に努めます。
- (3) 推進体制については、沖縄県発達障害者支援センターを中核機関として広域的な支援を実施するとともに、各圏域ごとに各関係機関等が連携体制を構築して推進します。

### 3. 計画の期間

平成26年度から平成30年度までの5年間とします。

### 4. 計画の推進体制

以下に掲げる計画の推進体制を図る会議等として、発達障害児（者）支援に関する会議等において、庁内の関係課所との発達障害者支援についての情報共有や事業実施の推進を行い、計画の円滑な推進を図り、沖縄県発達障害者支援体制整備委員会において報告し進捗状況の評価や本県の発達障害児（者）支援体制整備の推進体制について話し合い、施策に反映させます。

また、発達障害者支援センター連絡協議会においては、発達障害者に対する総合的なサービスのあり方や、発達障害者支援センター運営事業等における支援のあり方について検討し、計画の推進体制と連動させていきます。

さらに、県教育委員会が所管する「沖縄県特別支援教育総合推進事業運営協議会」との連携体制を確立していきます。

#### (1) 沖縄県発達障害者支援体制整備委員会（以下「委員会」という。）

医療、保健、福祉、教育及び労働等の関係分野、学識経験者、当事者団体等で構成する「沖縄県発達障害者支援体制整備委員会」を設置しています。

委員会では、県における発達障害児の実態把握、県の支援計画の作成、今後の支援体制整備等について検討します。

#### (2) 沖縄県発達障害児（者）支援機関連絡会議（以下「支援機関連絡会議」という。）

平成21年に、発達障害児（者）及びその家族に対し、途切れのない支援を推進するため、総務部、子ども生活福祉部、保健医療部、商工労働部、教育委員会及び病院事業局の関係課等による沖縄県発達障害児（者）支援機関連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置しています。

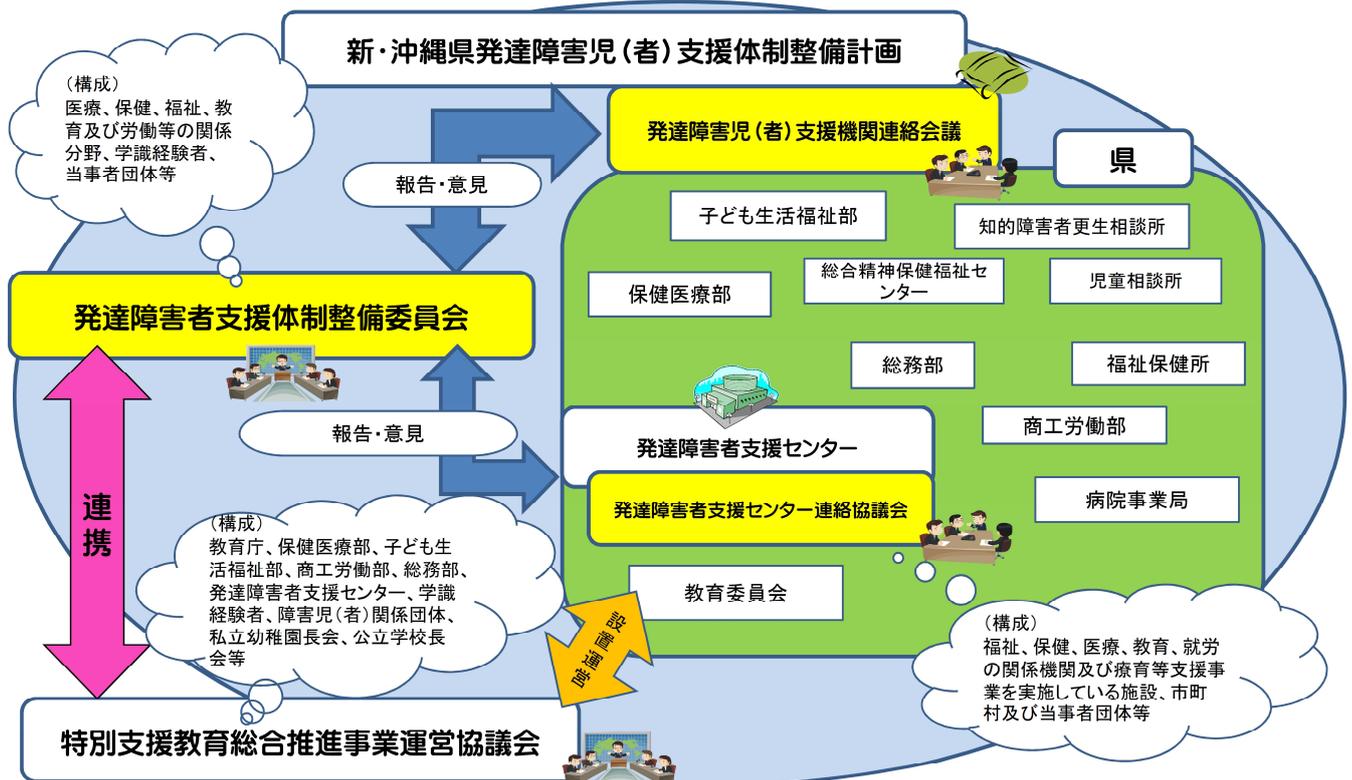
支援機関連絡会議では、発達障害児（者）等に対する支援に係る現状及び課題の共有、その対応協議や沖縄県発達障害児（者）支援体制整備計画に基づく総合的かつ計画的な事業の推進、市町村が実施する発達障害児（者）支援施策の推進に対する県の支援体制に関することについて協議します。

### (3) 発達障害者支援センター連絡協議会（以下、「連絡協議会」という。）

発達障害者支援センターには、発達障害者に対する総合的なサービスのあり方を検討するため、福祉、保健、医療、教育、就労の関係機関及び療育等支援事業を実施している施設、市町村及び当事者団体等からなる連絡協議会を設置し、定期的を開催します。

#### 計画の推進体制のイメージ図

## 計画の推進体制



## 5. 計画の評価

- (1) 支援機関連絡会議等において計画の進捗状況を取りまとめ、意見を聴取し、毎年度委員会に報告し、進捗状況の評価を行います。
- (2) 評価は、次年度以降の計画の実施事業の中に反映していきます。

## 6. 評価方法

- (1) 支援体制の整備にあたっては、計画性、実践性を重視する観点から、数値目標を明示し、関連する関係機関においては、実施状況を毎年度支援機関連絡会議等にて報告します。
- (2) それ以外に取り組んでいく事業等（主に「沖縄21世紀ビジョン実施計画」にかかる基本施策の項目等）については、一覧表で整理し、計画の進捗状況が容易に把握できるように、実績も付記します。

## 7. 計画の実施状況、評価についての公表

計画の実施状況及び評価については、沖縄県ホームページなどを通じて、県民に対して公表します。

## 第2章 発達障害者支援法に基づく国、県及び市町村の役割と本計画との関係について

発達障害者支援法では国や地方公共団体の責務が定められており、県や市町村、発達障害者支援センターの役割が示されています。主に市町村では、発達障害の早期発見として、母子保健法に基づく乳幼児健診や学校保健法に規定する健康診断等の実施、発達障害児（者）が地域において自立した生活を営むことができるよう、発達障害児（者）の相談支援の窓口としての役割が求められています。

また、県では専門性の高い相談支援事業としての発達障害者支援センターの設置や市町村への技術的指導に加え、県内の発達障害児（者）支援体制整備や、医療機関の確保等の役割が求められています。

本計画では、その役割に基づいた実施体制を整備し、支援を進めるとともに、市町村事業については、県担当課が取りまとめ、国の事業については、主に障害福祉課が調査し連携して、進めてまいります。

### 国や県及び市町村の役割について

発達障害者支援法	国	県	市町村
早期発見 (第5条)	—	・市町村に対する発達障害の早期発見に関する技術的指導、助言その他必要な技術的援助の実施	・母子保健法に基づく健康診査及び学校保健安全法に基づく健康診断等での早期発見 ・発達障害の疑いがある児童に対する相談の実施及び専門機関の紹介等の助言
早期の発達支援 (第6条)	—	・早期の発達支援のための必要な体制の整備及び発達支援の専門性の確保	・保護者に対する相談支援及び、専門機関の紹介や助言等
保育 (第7条)	—	—	・発達障害児の健全な発達が図られるための適切な配慮
教育 (第8条)	・発達障害児の障害の状態に応じた適切な教育的支援、支援体制の整備等		
放課後児童健全育成事業 (第9条)	—	—	・発達障害児の利用の機会の確保を図るための適切な配慮
就労支援 (第10条)	—	・学校における就労準備支援の実施	—
		・就労支援の体制整備や、公共職業安定所、障害者職業センター等と連携した就労機会の確保	
地域での生活支援 (第11条)	—	—	・社会生活適応訓練の確保、共同生活を営む住居その他の地域において、生活を営む住居の確保その他必要な支援の実施
権利擁護 (第12条)	・権利擁護のために必要な支援の実施		
発達障害者の家族支援 (第13条)	—	・児童相談所等関係機関との連携や、障害者の家族に対する相談及び助言その他支援の実施	—
発達障害者支援センター (第14条)	—	・発達障害者支援センターの設置	—
医療機関の確保等 (第19条)	・医療機関の相互協力や推進のため、発達支援等に関する情報提供や必要な援助の実施		
	—	・専門的に発達障害の診断及び発達支援を行うことができると認める病院又は診療所の確保	—
民間団体への支援 (第20条)	・民間団体の活動の活性化を図る配慮		
普及啓発 (第21条)	・広報その他の啓発活動の実施		
知識の普及啓発 (第22条)	・医療又は保健従事者に対し、発達障害の発見に関する知識の普及啓発の実施		—
人材確保 (第23条)	・発達障害に関する専門的知識を有する人材の確保 ・発達障害に対する理解を深め、専門性を高めるための研修等の実施		
研究調査 (第24条)	・発達障害者の実態の把握 ・発達障害の原因の究明、診断、治療、支援方法等に関する調査研究		—

### 第3章 体制整備計画の目標と今後の取組について

#### 1. 早期発見、早期支援体制について

発達障害児（者）の支援については、早期発見、早期支援が最も重要であり、乳幼児健診は早期発見の場及び保健師等の支援者と出会う場として、重要な役割を担っています。そのため、乳幼児健診の充実と、乳幼児健診後の事後教室及びフォロー事業の充実や、発達障害児の発達支援に関わる療育事業の整備を進めることは、早期発見と同時に、早期支援につないでいくために重要であり、引き続き取組む必要があります。

さらに、発達障害については乳幼児健診だけでは障害の発見が難しい場合もあり、保育所等の日常生活の場での「気づき」による発見から適切な支援につなげることや、保健センターや地域子育て支援拠点施設等、親子が集まる身近な地域の子育て支援の場において、乳幼児健診で有所見のあった乳幼児や保育所等に通う子どもだけではなく、すべての子どもや保護者に対する子育て支援のひとつとして、障害への気づきを支援できるような子育て支援が必要であり、保護者が子どもの特性や障害に気づき、子育て支援と同時に発達支援が必要な子どもに対し適切な支援につないでいける早期支援体制づくりに取り組んでいきます。

#### 【現状と課題】

- ・乳幼児健診は、早期発見の重要な場ですが、平成24年度の乳幼児健診の全国平均受診率94.8%（1歳6ヶ月児）、92.8%（3歳児）に比べ、平成24年度の沖縄県における乳幼児健診の受診率は、86.9%（1歳6ヶ月児）、83.9%（3歳児）（健康長寿課調べ）と低いため、乳幼児健診の受診率を上げる必要や、受診率向上のためにも、乳幼児健診の充実を図る必要があります。
- ・平成24年度の有所見率は6%（1歳6ヶ月児）、5.3%（3歳児）（健康長寿課調べ）とここ数年数値が上昇しており、各市町村において乳幼児健診後のフォロー事業（親子教室、電話連絡、訪問、個別相談、保育所との連携等）の取組がされていますが、その中で乳幼児健診事後教室の実施市町村数は19市町村（発達障害者支援センター調べ）で、引き続き乳幼児健診後のフォロー事業等の促進を含めた早期支援体制を整備する必要があります。
- ・在宅児や認可外保育施設の園児に対し、市町村等が実施する保育所等への支援が行き届きにくいことが挙げられます。
- ・各市町村の規模によって、早期支援体制の整備状況やニーズに差があり、県による広域的・専門的な支援を推進する必要があります。
- ・早期発見、早期支援体制の重要性についての理解促進に引き続き取組む必要があります。

#### 【取組の方向性】

- ・市町村における早期発見のための健診・相談体制の充実を図るため、乳幼児健診に携わる医師や保健師、心理士等を対象とした研修の開催や、問診票や健診マニュアルの継続的な検討及び、必要な改訂をする等、乳幼児健診の充実を図ります。
- ・乳幼児健診後の有所見のあった乳幼児のフォロー事業等の促進や早期支援体制の充実を図るため、市町村発達障害者支援体制サポート事業による、乳幼児健診の事後フォロー事業の専門的な支援

を行います。

- ・在宅児や認可外保育施設の園児に対する支援について、認可外保育施設研修事業の継続的な取組や、障害児等療育支援事業及び市町村が実施する巡回支援専門員整備事業等、在宅児も利用できるサービスの提供や支援者に対する人材育成を推進していきます。
- ・早期発見、早期支援体制の構築に関し、市町村自立支援協議会から提起された課題等について、各圏域自立支援連絡会議、さらに県自立支援協議会（療育・教育部会、相談支援・人材育成部会）でボトムアップ方式により協議し、課題解決に向けた対策を検討します。

### 【市町村が取組んでいく主な事業や取組等】

乳幼児健康診査事業、受診率向上対策、未受診者対策、市町村地域生活支援事業、障害児通所支援、乳幼児健診事後教室及び乳幼児健診後のフォロー事業、親子通園事業、要保護児童対策地域協議会の設置運営、市町村自立支援協議会の設置運営、巡回支援専門員整備事業、地域子育て支援拠点事業 等

### 【県が取組んでいく主な事業や取組等】

乳幼児健康診査受診率の向上や問診票の改訂等への支援、市町村発達障害者支援体制サポート事業、発達障害者支援センター運営事業、障害児等療育支援事業、保育士や事業所職員に対する研修等、支援ファイルの作成（改訂）による普及、アセスメントツールの普及、私立幼稚園特別支援教育補助事業、沖縄県幼児教育振興アクションプログラム、保幼小合同研修会、発達障害者支援体制整備事業、障害児入所支援事業、子ども・若者総合相談センター事業、沖縄県自立支援協議会の運営 等

※第4章 新・沖縄県発達障害児（者）支援体制整備計画関係事業等一覧 参照

### ○数値目標等

実施事業・計画・取組等	指標	単位	平成25年度 (実績値)	平成30年度 (目標値)	担当課
乳幼児健康診査受診率(1歳6ヶ月児)	受診率	%	86.9	93.3	健康長寿課
乳幼児健康診査受診率(3歳児)	受診率	%	83.9	90.3	健康長寿課
乳幼児健診事後教室の実施状況	市町村数	市町村	19	22	健康長寿課、障害福祉課
障害児等療育支援事業	箇所数	か所	9	10	障害福祉課
親子通園の実施状況	設置箇所数	か所	19	22	障害福祉課
私立幼稚園特別支援教育補助事業	箇所数	園	13	16	総務私学課
幼児教育政策プログラムの策定率	策定率	%	56	100	義務教育課
保幼小合同研修会開催状況(年間)	回数	回	3	5	義務教育課
市町村障害者自立支援協議会(全体会)の年間開催(累計)	開催	回	28	205	障害福祉課(福祉保健所)
市町村要保護児童対策地域協議会の設置状況	市町村数	市町村	38	41	青少年・子ども家庭課
子ども・若者総合相談センター事業	設置箇所数	か所	0	1	青少年・子ども家庭課
県自立支援協議会(療育・教育部会)の開催(年間)	回数	回	0	2	障害福祉課
発達障害者支援センター運営事業による研修等(累計)	延べ受講者数	名	4,628	6,000	障害福祉課

## 2. 相談支援及び発達支援、関係機関との連携について

相談支援及び発達支援においては、発達障害児（者）に対し、ライフステージや発達段階に沿った支援と同時に、発達障害児（者）を持つ家族も含めた包括的な支援が必要です。そのため、各分野が連携したつなぎ支援や、協働し人材育成に向けた取組を実施する必要があること等の課題が挙げられました。

平成 24 年の児童福祉法の改正により、障害児を対象とする通所事業の根拠規定が児童福祉法に一本化され、同法に基づく児童発達支援事業所は県内に 95 ヶ所（平成 26 年 3 月現在）ある一方、各障害に対応できる専門機能を有し、地域支援を担う医療型児童発達支援センターは 2 ヶ所、福祉型児童発達支援センターにおいては未設置という状況です。

今後の取組として、保健、福祉、教育、医療、労働分野等、発達障害児（者）支援に携わる支援機関及び支援者は多岐に渡ることから、引き続き地域の社会資源等を考慮した上で地域の実情にあった相談支援体制を整備する必要があります。そのため、市町村においては発達障害児（者）支援の相談支援及び発達支援の充実を図るとともに、市町村自立支援協議会を活用する等し、関係機関との連携を強め、支援体制を整備します。

また、県においては、市町村等への専門的、広域的な支援が求められることから、発達障害者支援センターが平成 26 年度に実施した『市町村発達障害児（者）支援体制整備状況に関する実態調査』の結果等を基に、今後も市町村等に対するバックアップの強化を図っていきます。

さらに、市町村自立支援協議会等から提起された全県的な課題について、県自立支援協議会及び発達障害児（者）支援機関連絡会議等で協議するとともに、発達障害者支援体制整備委員会の意見を聴取し、県の発達障害児（者）支援体制整備の推進を図ります。

児童発達支援センターの設置促進については、今後も民間事業者への設置に向けた技術的な助言や、周知等の取組を図っていきます。

### 【現状と課題】

- ・地域の支援体制構築にあたり、各市町村において人口規模や社会資源等に差があること等から、支援体制構築が不十分な地域があります。
- ・地域での課題解決には専門的・広域的な支援が必要であり、今後は県内の実態把握を行い、県全体として情報共有を図る必要があります。
- ・発達障害児を直接支援する専門職員（保育士、保健師、相談支援専門員、市町村職員、児童発達支援指導員等）に対し、専門性の向上を図るため、人材育成計画に基づき研修を実施してきましたが、保育所や幼稚園のいわゆる未就学児（0 歳～5 歳）の発達障害等の周知や研修会をどのように他機関と連携して実施していくか等の課題もあり、今後は直接支援する専門職員等への研修の実施についても、検討する必要があります。
- ・一貫した支援体制整備と支援者の人材育成等の取組、市町村の発達障害児（者）支援に関するライフステージに応じた相談支援体制整備と、ライフステージ移行時や支援者の変更時の情報の円滑な引継ぎや、職員の人材育成等の取組が引き続き必要です。
- ・市町村における関係部署の連携が十分といえず、その現状と課題の把握が必要です。
- ・保護者への支援として、全国的にペアレントトレーニングやペアレントプログラム等が実施され

てきています。そのため、本県においても保護者への支援のひとつとしてペアレントトレーニングやペアレントプログラムの実施やペアレントメンターの養成・活用といった取組が必要です。

### 【取組の方向性】

- ・市町村自立支援協議会から提起された全県的な課題等について県自立支援協議会（療育・教育部会、相談支援・人材育成部会）で協議し、課題解決に向けた対策を検討していきます。
- ・各関係課が実施する専門職員への研修等については、発達障害者支援センターやその他の関係機関同士の情報共有や協力、具体的な研修の実施方法の検討により、効果的な人材育成を図ります。
- ・市町村の発達障害児（者）支援に関するライフステージに応じた相談支援体制整備と、適切な移行支援の実施、支援者の理解促進を図ります。
- ・『市町村発達障害児（者）支援体制整備状況に関する実態調査』の結果に対する分析を行い、市町村の役割と機能の具体化を図るとともに、市町村における相談支援体制の整備に向けた支援を行います。
- ・発達障害者支援センター運営事業によるペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の普及に向けた研修の実施や民間団体との連携、各市町村への普及に向けた取組を進めることに加え、ペアレントメンターの養成・活用についても、本県の実情に即した内容について検討を重ね、取組んでいきます。

### 【市町村が取組んでいく主な事業や取組等】

障害児通所支援、幼児教育政策プログラムの策定、地域子育て支援拠点事業、自立支援給付事業、市町村地域生活支援事業、放課後児童健全育成事業、市町村障害者自立支援協議会の設置運営、要保護児童対策地域協議会の設置運営、巡回支援専門員整備事業 等

### 【県が取組んでいく主な事業や取組等】

発達障害者支援センター運営事業、発達障害者支援体制整備事業、アセスメントツールの普及、障害者等相談支援体制整備事業、特別支援教育推進事業運営協議会、保幼小合同研修会、障害児等療育支援事業、沖縄県幼児教育振興アクションプログラム、子ども・若者支援地域協議会、発達障害支援に関する研修会の実施、特別支援教育人材育成研修、圏域別研修等事業、市町村発達障害者支援体制サポート事業、総合精神保健福祉センターによる相談支援等、個別の教育支援計画の作成、特別支援教育学校支援事業、インクルーシブ教育システム整備事業、特別支援教育指導資料集作成、高等学校特別支援教育支援員配置、私立幼稚園特別支援教育補助事業、障害児就学相談事業、情緒障害児短期治療施設、子ども・若者総合相談センター、ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の普及及びペアレントメンターの活用検討、当事者団体とのヒアリング、障害児職業自立推進による訪問、子ども・若者社会適応促進事業、NPO 団体等活動補助事業、障害児等入所支援事業、沖縄県自立支援協議会の運営 等

### ○数値目標等

実施事業・計画・取組等	指標	単位	平成25年度 (実績値)	平成30年度 (目標値)	担当課
高等学校への特別支援教育支援員の配置	配置数	名	15	22	県立学校教育課
個別の教育支援計画の策定率	策定率	%	80	100	県立学校教育課
障害児職業自立推進による訪問企業数(年間)	企業数	社	6	6	県立学校教育課
特別支援教育指導資料集作成状況(累計)	作成数	冊	0	5	県立学校教育課
情緒障害児短期治療施設の設置	設置箇所数	か所	0	1	青少年・子ども家庭課
圏域別研修等事業(累計)	回数	回	8	50	福祉保健所
子ども・若者総合相談センター事業【再掲】	設置箇所数	か所	0	1	青少年・子ども家庭課
市町村障害者自立支援協議会(全体会)の年間開催(累計)【再掲】	開催	回	28	205	障害福祉課(福祉保健所)
市町村要保護児童対策地域協議会の設置状況【再掲】	市町村数	市町村	38	41	青少年・子ども家庭課
県自立支援協議会(療育・教育部会)の開催(年間)【再掲】	回数	回	0	2	障害福祉課
幼児教育政策プログラムの策定率【再掲】	策定率	%	56	100	義務教育課
障害児等療育支援事業【再掲】	箇所数	か所	9	10	障害福祉課
私立幼稚園特別支援教育補助事業【再掲】	箇所数	園	13	16	総務私学課
保幼小合同研修会開催状況(年間)【再掲】	回数	回	3	5	義務教育課
発達障害者支援センター運営事業による研修等(累計)【再掲】	延べ受講者数	名	4,628	6,000	障害福祉課

### 3. 成人期・就労支援について

発達障害児（者）支援の中で、成人期に至るまで未診断で特別な支援を受けてこなかった場合、学校生活や就労への不適応から精神症状を併発したり、社会的ひきこもりに至る人たちも少なくありません。また、発達障害が疑われるものの本人に自覚がないこと等により、支援が必要であるにもかかわらず、必要な障害福祉サービス等を受けられず、就労や日常生活において困難を抱えている場合があります。そのような場合も含め、発達障害者や家族に対する支援ニーズに対する支援が困難な場合も多く、支援にあたっては、ひとつの支援機関だけの対応は厳しいため、医療、保健、福祉、教育、労働等の支援関係機関が連携を強化しチームとして取組むことが有用であると考えます。特に、発達障害の特性に合わせた支援プログラムを提供するには関係機関同士のネットワークの構築と、発達障害者ひとりひとりの特性や生活背景等、支援ニーズを整理し、適切な支援機関につなぐことのできる高度な専門スキルを持ったコーディネーター的な役割を担う人材が求められます。

また、コーディネーター的な役割を担う人材育成の中では、発達障害児（者）やその家族にとっての利益であることを前提に、各分野の関係機関が連携し、共通の視点でアセスメントした支援の実施が合わせて必要です。そのため、既存の人材育成や資質向上等を目的とした研修等において、各分野の支援者がコーディネーター的な役割を担えるよう、各関係機関が協働して研修を実施する等の取組を推進していきます。

#### 【現状と課題】

- ・知的障害を伴わない発達障害者の特性に配慮して対応できる人材や事業所は少ないため、引き続

き関係機関に対する発達障害への理解促進等の支援が必要です。

- ・引き続き、現在ある各障害者就労支援関係機関（障害者就業・生活支援センター、障害者職業センター、教育庁、労働局）に対して、障害者の就労支援に関する会議の場等を活用し、発達障害者支援に向けて連携を強化しながら取り組む必要があります。
- ・本島内の障害者就業・生活支援センターにおいて、3名の職場開拓アドバイザーにより、職場開拓、就労支援及び定着支援を実施しており、平成26年度まで配置されます。
- ・就労支援実態調査等において、発達障害の疑いがある者や、障害受容ができていない場合の就労支援が難しい状況が見られたことや、手帳を所持していないと法定雇用率に算定されない現状があります。
- ・特別支援学校等の利用の有無にかかわらず、高等教育に進学する発達障害のある学生に対し就労支援機関の支援が受けられるよう、学生支援の体制を地域に拡大し強化する必要があります。
- ・就職や職場定着に向けた相談・支援より、日常生活、社会生活に関する相談・支援や就業と生活の両方にわたる相談・支援が多い傾向が見られたことや、成人期当事者の居場所支援、生活支援に関する課題や、困難事例等に関する課題が挙げられたことから、就労支援と合わせて生活支援の充実が求められています。
- ・特別支援教育実践推進事業等において、各学校で学校体制を整備し、進路指導、キャリア教育の取組の中で実施するよう周知を図りました。

### 【取組の方向性】

- ・就労支援を行う支援者に対し、発達障害に対する情報発信や普及啓発に引き続き取り組むことや、今後は企業に対しても、発達障害に関する理解促進に向けた取組を強化する方法等を検討し、各就労支援機関との連携を強化しながら取り組んでいきます。
- ・市町村においては、発達障害の特性に配慮した対応ができる障害者相談支援事業の活用による相談窓口での対応や、手帳の申請及び障害福祉サービス等の情報提供に努め、就労に向けた訓練機会の提供として、障害福祉サービス事業所の活用や生活支援等を図るとともに、就労のための準備を適切に行えるようにするための支援が学校において行えるよう協力します。
- ・大学等に対し、学生支援の体制を地域に拡大するため、相談支援や就労支援を併せて支援できるような取組を検討します。
- ・引き続き障害者就労支援に関する会議等による関係機関との情報共有や、発達障害に対する理解促進、発達障害支援に向けた取組について連携を図ります。
- ・障害者就業・生活支援センターや就労支援事業所等との連携により、日常生活、社会生活に関する相談・支援や就業と生活の両方にわたる相談・支援ができる相談支援体制の充実を図ります。
- ・市町村自立支援協議会から提起された全県的な課題等について県自立支援協議会（就労支援部会、相談支援・人材育成部会、住まい・地域支援部会）で協議し、課題解決に向けた対策を検討していきます。例えば、就労前準備の居場所の必要性、同様の課題等を抱えている自助グループの活動状況やニーズ等について、県自立支援協議会（療育・教育部会）にて提案されていることから、今後も課題解決に向け取り組んでいきます。
- ・発達障害支援を行う上で、高度な専門スキルを持ったコーディネーター的な役割を担う人材が必

要であり、人材育成等に向けた取組を検討していきます。

### 【市町村が取組んでいく主な事業や取組等】

自立支援給付事業、市町村地域生活支援事業、市町村障害者自立支援協議会の設置運営 等

### 【県が取組んでいく主な事業や取組等】

発達障害者支援センター運営事業、発達障害者支援体制整備事業、職場開拓支援事業、障害者職場適応訓練、障害者就業・生活支援センター運営事業、障害者の態様に応じた多様な委託訓練、子ども・若者総合相談センター、子ども・若者社会適応促進事業、NPO 団体等活動補助事業、沖縄県自立支援協議会の運営 等

※第4章 新・沖縄県発達障害児（者）支援体制整備計画関係事業等一覧 参照

### ○数値目標等

実施事業・計画・取組等	指標	単位	平成25年度 (実績値)	平成30年度 (目標値)	担当課
障害者実雇用率(目標値を法定雇用率で設定)	雇用率	%	2.12	2.0	雇用政策課
県自立支援協議会(就労支援部会)の開催(年間)	回数	回	0	2	障害福祉課
子ども・若者総合相談センター事業【再掲】	設置箇所数	か所	0	1	青少年・子ども家庭課
市町村障害者自立支援協議会(全体会)の年間開催(累計)【再掲】	開催	回	28	205	障害福祉課(福祉保健所)
障害児職業自立推進による訪問企業数(年間)【再掲】	企業数	社	6	6	県立学校教育課
発達障害者支援センター運営事業による研修等(累計)【再掲】	延べ受講者数	名	4,628	6,000	障害福祉課

## 4. 医療機関のネットワークの構築と医療体制について

全国的に発達障害に関する知識や理解の普及・啓発により、これまで潜在化していた発達障害の専門的な診断を要する発達障害児（者）の増加が予想され、実際に県内においても医療機関への受診まで数カ月かかる等、発達障害児（者）を診療する医療機関が少ない現状による課題があります。

また、入院医療をも含むより高度な専門的治療を行う拠点的な機能を持つ病院や、地域の支援医療機関等、求められる役割も異なるため、それぞれの病院の機能にあった受診へのつながりが必要です。さらに、地域の医療機関への診療支援や発達障害に関する具体的な知識や対応方法等について普及啓発や情報提供等が必要であります。そのため、医療機関のネットワークの構築を図り、医療従事者に対する研修等の人材育成も引き続き取組んでいきます。

### 【現状と課題】

- ・「発達障がい児（者）支援に関わる医療機関等リスト」配布を通し、関係機関等への情報提供や、医療機関間の情報共有の活用に向けたことや、医師及びコメディカルスタッフを対象とした研修会を実施しましたが、医療機関受診までに数ヶ月待つ等スムーズに医療機関を受診できない現状があり、医師不足や医療機関が足りていない状況があります。
- ・南部医療センター・こども医療センター「こころの診療科」の早期の完全診療再開に向け、平成25年6月から本土の病院に小児科医1名を研修に送り、同年9月に「こころの診療科＝児童精神

科」をオープンしました。

- ・入院治療をも含むより高度な専門的治療を行う医療機関の不足や、医療機関相互及び医療・教育・福祉等の分野での連携を図る必要があります。

### 【取組の方向性】

- ・地域で発達障害診療できる医療機関の情報として、引き続き「沖縄県発達障がい児（者）支援に関わる医療機関リスト」の更新を行うこと、医療機関従業者向けの研修の実施の継続により、医療機関従業者の人材育成及び専門性の向上を図ります。
- ・医療機関のネットワークの構築に向けた取組を実施します。
- ・児童思春期・療養のための病床を確保し、児童精神科（専門医）が機能的に働ける診療環境を整え、専門医を養成する環境づくりや、関係機関との連携体制の構築、医師確保及び人材育成のための専門性の高い拠点整備の構築を図ります。

### 【市町村が取組んでいく主な事業や取組等】

市町村地域生活支援事業 等

### 【県が取組んでいく主な事業や取組等】

発達障害者支援センター運営事業、発達障害者支援体制整備事業、子どもの心の診療ネットワーク事業 等

※第4章 新・沖縄県発達障害児（者）支援体制整備計画関係事業等一覧 参照

### ○数値目標等

実施事業・計画・取組等	指標	単位	平成25年度 (実績値)	平成30年度 (目標値)	担当課
子どもの心の診療ネットワーク事業	箇所数	か所	0	5	健康長寿課
発達障害児（者）支援協力医療機関数	医療機関数	機関	17	25	障害福祉課
発達障害者支援センター運営事業による研修等(累計) 【再掲】	延べ受講者数	名	4,628	6,000	障害福祉課

## 5. 情報発信・普及啓発等について

平成17年に発達障害者支援法が施行され、本県においてもこれまで、各分野において発達障害に関する情報発信・普及啓発等の取組を行ってきたところです。発達障害という言葉は、以前より知られるようになりましたが、発達障害児（者）に対する正しい知識や理解はまだ十分ではないため、発達障害に関する正しい知識や理解を広めていくことが引き続き重要です。そのため、市町村や各分野の関係機関等と連携し、多くの県民に対し普及啓発を目的とした講演会等を行っていきます。また、支援者に対しても福祉、保健、医療、教育、労働分野等の関係機関で共通理解の元で支援が図られることが重要であり、支援者に対する発達障害児（者）に対する正しい知識や理解を広めるため、例えば人材育成を目的とした研修等を実施する際には、各分野の関係機関が連携した取組が効果的であることから、各分野が協力した研修等の計画を進める等取組んでいきます。

### 【現状と課題】

- ・発達障害者支援センターのホームページを活用した利用者及び支援関係者向けの情報提供として、医療機関一覧や当事者団体等の情報や、講演会、研修等の情報等の発信について、更なる充実の必要があります。
- ・発達障害の理解に向けた普及啓発講演会及び支援者育成のための研修会等について、更なる充実の必要があります。
- ・世界自閉症啓発デー・発達障害啓発週間等に、一般県民を対象に講演会等を実施し、発達障害に関する理解促進のための普及啓発について、継続的な普及啓発が必要です。

### 【取組の方向性】

- ・引き続き発達障害者支援センターのホームページ等を活用し、支援関係者向けの情報発信（支援医療機関リストや当事者団体等の情報等も含む）を行います。
- ・市町村における情報発信、普及啓発についての支援や、圏域ごとの実施に向けた取組を推進します。
- ・発達障害理解のための啓発パンフレットを作成し、配布する取組を行います。

### 【市町村が取組んでいく主な事業や取組等】

市町村地域生活支援事業 等

### 【県が取組んでいく主な事業や取組等】

発達障害者支援センター運営事業、発達障害者支援体制整備事業、障害者雇用創出事例周知浸透事業 等

※第4章 新・沖縄県発達障害児（者）支援体制整備計画関係事業等一覧 参照

### ○数値目標等

実施事業・計画・取組等	指標	単位	平成25年度 (実績値)	平成30年度 (目標値)	担当課
情報発信、普及啓発等に関する研修(累計)	回数	回	1	5	障害福祉課
圏域別研修等事業(累計)【再掲】	回数	回	8	50	福祉保健所